

3月20日(日)は那須町長選挙の投票日です

告示日 3月15日(火)

期日前投票日

3月16日(水)～19日(土)

▼期日前投票所および投票時間

○役場本庁町民ホール

午前8時30分～午後8時

○高原公民館

午前9時～午後6時

※期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。

投票開票日 3月20日(日)

▼投票時間 午前7時～午後6時

▼投票できる方

○平成16年3月21日以前に生まれた方

○令和3年12月14日以前に那須町に転入し、引き続き3カ月以上那須町に住民登録している方

▼開票時間 午後7時15分から

▼開票場所 黒田原小学校校体育館

入場券を「ご持参ください」

入場券は告示日(3月15日)以降に郵送します。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入して「ご持参ください」。

入場券は2人分をまとめて送付しています。必ず、ご自分の入場券を切り離して「ご持参ください」。

不在者投票

仕事などで他市町村に滞在する方や病院・介護施設(県指定施設)などに入院・入所されている方は不在者投票ができます。

また、新型コロナウイルス感染症により、宿泊や自宅療養をしている方は、郵便等で不在者投票ができます。

不在者投票は日数を要しますのでお早めにお手続きください。

選挙公報について

選挙公報は、3月18日以降に新聞折り込みで配布します。また、役場本庁、各支所、図書館、文化センター等の町施設にも配置するほか、町ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、お手数ですが選挙管理委員会事務局にご連絡ください。



新型コロナウイルス感染症対策を実施します

○投票所では、出入口等に消毒液を設置し、可能なかぎり換気を行います。

○投票管理者、投票立会人と投票事務従事者は、マスクを着用し手洗いを徹底します。

○記載台は間隔をあけて設置し、定期的に消毒します。

○使い切り鉛筆を用意します。(鉛筆、シャープペンシルの持参も可)

○混雑時は入場を制限する場合があります。

投票開票所にお越しになる皆さんへのごお願い

○投票開票所入口での手指消毒と、投票開票所内でのマスク着用にご協力をお願いします。

○他の投票者と一定の距離を保つようお願いします。

○投票日当日における投票所の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

○土足厳禁の投票所ではスリッパを用意しますが、持参したスリッパ等の上履きでも入場できます。帰宅後は、手洗い、うがいを行ってください。

選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、告示日(今回の選挙の場合は、3月15日)に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日(3月19日)までの5日間です。それ以前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

やってはいけない選挙運動

代表的なものは次のとおりです。
○買収 選挙違反のうちで、一番悪質な犯罪です。買収罪は、当選を得る目的でお金や品物を渡したり、食事や酒などをごちそうしたりすることで成立しますが、これらの申込みや約束をしただけの場合でも成立します。

○戸別訪問 選挙運動の目的で戸別に有権者の家などを訪問すること、全ての人について禁止されています。

○飲食物の提供 選挙運動に関して、飲食物(湯茶・通常用いられる程度の茶菓子を除きます)を提供することは、全ての人について禁止されています。

○回覧行為 選挙用ハガキや文書などを回覧板にして、多数の者に回覧することは禁止されています。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 72-6927